

平成 24 年 5 月 29 日

各 位

更生会社 秋田エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂 本 幸 雄

管財人 小 林 信 明

調査報告書のご案内

更生会社秋田エルピーダメモリ株式会社の更生手続きにつきまして、関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけしております。

この度、会社更生法 84 条 1 項に基づく調査報告書を作成し、東京地方裁判所へ報告いたしましたので、その概要をお知らせいたします。

本更生手続きに関しまして、今後ともご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

調査報告書の概要

第1 更生会社の概要

①商号	秋田エルピーダメモリ株式会社
②資本金の額	3億1000万円
③発行可能株式総数	2万株
④発行済株式の総数	6202株
⑤株主数	エルピーダメモリ株式会社 100%
⑥従業員数	415名（平成24年3月末日時点）
⑦労働組合	なし

第2 更生手続開始に至った事情

1 更生会社の設立

更生会社は、先端技術を要する DRAM の特殊パッケージ開発やその製造、また テスティングなどの後工程における先端技術力の確保等を主な目的として、平成18年7月、エルピーダメモリによって設立され、さらに、株式会社日立製作所グループ会社である株式会社アキタ電子システムズ及びその子会社である株式会社アキタセミコンダクタから半導体後工程事業を譲り受け、現在に至っている。

2 エルピーダメモリの業績悪化と会社更生手続開始の申立て

更生会社は、エルピーダメモリの完全子会社として、エルピーダメモリと密接な関係を維持しながら、基本的には一体として事業を行ってきた。

しかしながら、エルピーダメモリについては、平成23年以降、①歴史的な円高、②DRAM 価格の大幅な下落等の要因によって、非常に厳しい経営環境に置かれることとなり、平成24年2月には、その後に弁済期が到来する金融債務等を支払うことが困難な状況に陥り、更生手続開始申立ての必要が生じた。

そして、エルピーダメモリを主要な取引先としている更生会社は、エルピーダメモリの更生手続開始申立てによって、エルピーダメモリに対する売掛金の回収が困難となることから、資金繰りが行き詰まる可能性が高まった。そのため、更生会社についても、エルピーダメモリ同様、支払不能となる事実が生ずるおそれがあり、また、弁済期にある債務を弁済することとすれば事業の継続に著しい支障を来すおそれもあったため、更生手続を通じてエルピーダメモリと一体での再建を図るべく、平成24年2月27日、東京地方裁判所に更生手続開始の申立てを行うに至った。

第3 更生会社の業務に関する経過及び現状

1 更生手続の状況

(1) DIP 型による更生手続開始の決定

更生会社は、平成24年2月27日、東京地方裁判所（以下「裁判所」という。）に対し、更生手続開始の申立てを行い、同日、監督命令兼調査命令、弁済禁止の保全処分及び包括的禁止命令の発令を受け、監督委員兼調査委員に土岐敦司弁護士が選任された。そして、平成24年3月23日午後5時、更生会社は、裁判所より更生手続開始の決定を受け、これと同時にエルピーダメモリの代表取締役兼 CEO である坂本幸雄及び申立代理人の小林信明弁護士が管財人に、監督委員兼調査委員であった土岐敦司弁護士が調査委員に選任された。このように更生会社の更生手続は、現経営陣が開始決定後も引き続き経営にあたる「DIP 型」により開始した。

(2) 顧客・取引先に対する情報開示等

更生会社は、顧客・取引先に対し、申立て及び開始決定等を FAX 及びウェブサイトで告知し債権者説明会を開催するなどして、情報を開示し更生手続への理解と協力を求めた。

(3) 10万円以下の商取引債権の弁済

更生会社は、貸付金債権、リース料債権、及び損害賠償債権を除く一般の商取引債権のうち債権総額10万円以下の取引先（ただし、従前の取引条件で取引を継続する場合に限る）を対象として、開始決定前は弁済禁止の保全処分の例外により、開始決定後は会社更生法47条5項後段に基づく許可を取得し、要件を満たした債権者に対し、順次、更生債権の弁済を行った。

2 更生会社の業務の状況

（1）顧客との取引について

更生会社は、申立て後も、従前と同様に顧客との取引を継続しており、更生手続による影響はみられない。

（2）購買業者との取引について

更生会社は、購買業者に対し、申立て後、取引の継続に理解と協力を求めたところ、多数の購買業者の理解と協力を得ることができ、現状において、更生会社の事業の継続に支障を来している事象はない。

（3）リース業者との取引について

更生会社は、リース全般について、それぞれの取引に応じて、更生手続上の取り扱いを検討しており、必要に応じてリース業者とも協議を行いながら、対応している。

3 スポンサー選定状況

エルピーダメモリは、申立て後開始決定前に監督委員の同意を得て、野村證券株式会社をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、入札によるスポンサー選定手続を進めた。当該スポンサー選定手続の対象には更生会社も含まれており、更生会社は、エルピーダメモリと一体での再建を目指している。当該手続にあたっては、裁判所及び調査委員と逐次協議するなど公平性に十分留意した。そして、エルピーダメモリは、平成24年5月10日、入札結果を踏まえ、裁判所の許可を得て米国法人 Micron Technology, Inc.（以下「スポンサー候補

者」という。)との間で更生会社等の支援に関する契約の締結に向けた条件交渉を開始している。

第4 更生会社の財産に関する経過及び現状

1 資金繰り状況

更生会社の資金繰りは、現状において特段の問題なく推移しており、今後当面の資金繰りに問題もない。

2 財産評定

更生会社は、更生手続開始決定後直ちに、KPMG、不動産鑑定士及びその他の専門家等の協力と協力の上、財産評定作業に着手している。

第5 役員等責任査定決定を必要とする事情の有無

更生会社が申立てに至った経緯は前述のとおりであって、現経営陣の不正行為等の存在は見当たらず、現時点において経営責任の問題が生じることは見込まれない。なお、調査は引き続き継続する。

第6 今後の更生手続の指針

1 事業継続

更生会社は、現在の取引先との良好な取引関係を維持・改善しながら、事業を継続していく方針である。

2 スポンサー選定

更生会社は、エルピーダメモリと一体での再建を目指しているところ、エルピーダメモリは、今後、債権者、取引業者、及び顧客等の利益になるよう、スポンサー候補者との間で支援内容等の協議を行い、これが纏まった場合、裁判所の許可を得てスポンサーとして決定することを考えている。

3 更生手続の見通し及び更生計画案の策定

更生会社は、今後、裁判所及び調査委員の監督の下、公正妥当な財産評定と債権調査を進め、利害関係人の理解を得られる内容の更生計画案の策定に向け尽力する方針である。

以 上